

御嶽山火山防災協議会規約の一部改正について（案）

1 改正内容

- (1) 協議会員の所属変更
- (2) 協議会員の変更
- (3) 協議会員の所属名称変更
- (4) 第8号会員の追加
- (5) 幹事の所属名称変更

別表1

区分	改正前		改正後	
第7号	<u>公益財団法人 地震予知総合研究振興会 東濃地震科学研究所</u>	<u>副首席 主任研究員</u> 木股 文昭		<u>元名古屋大学 教授</u> 木股 文昭
第8号	<u>株式会社王滝ツーリズム 濃飛乗合自動車株式会社 運輸事業本部</u> <u>(追加)</u>	代表取締役 部長	<u>株式会社シシ 濃飛乗合自動車株式会社 運輸事業部</u> <u>名古屋大学御嶽山火山研究施設</u>	代表取締役 部長 特任教員

別表2

改正前	改正後
岐阜県危機管理部 <u>危機管理政策課</u> 山岳遭難・火山対策室	岐阜県危機管理部 <u>防災課</u> 山岳遭難・火山対策室

2 改正理由

- (1) 所属変更のため
- (2) 指定管理者変更のため
- (3) 所属名称変更のため
- (4) 地元の研究施設として、最新の火山情報の発信や防災対策等への助言等において重要な役割を担う機関であるため
- (5) 所属名称変更のため

3 施行日

令和4年4月1日

活動火山対策特別措置法（抜粋）

（火山防災協議会）

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長

二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員

三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員

四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

七 火山現象に関し学識経験を有する者

八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 火山防災協議会において協議が調った事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。